

第5期 雄武町総合計画 後期実施計画書 兼 事務事業評価調書

様式1

No. 05020200

政策目標	2 めくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～	会計区分	1 一般会計	【全体計画内容】※後期実施計画期間外の計画期間を有する場合のみ記載
基本施策	9 障がい者支援の充実	事業優先度	B	
単位施策	1 生活支援の推進	政策事務分類	1 単独自治事務(例規)	
事業名	障害者自立支援給付事業	見直し年度		
事業期間	平成25年度～平成29年度	担当課	5 保健福祉課	
事業主体	雄武町	関係課	6 地域包括支援センター	
事業指標	自立支援給付事業数		#N/A	
事業目標	全利用者に対する給付	ハード/ソフト 事業区分	2 ソフト事業	
住民参加	無	関係例規・法令名	有 障害者自立支援法 → 障害者総合支援法(仮称)	
住民協働		関係個別計画名	有 雄武町障がい者計画	

全体計画		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
事業内容		事業内容	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容	
計画内容	障害者及び障害児が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付等の支援を行います。	自立支援介護給付 自立支援訓練等給付 自立支援特例介護給付 身体障害者補装具費 障害児通所等給付 特例障害児通所等給付 計画相談支援給付	自立支援介護給付 自立支援訓練等給付 自立支援特例介護給付 身体障害者補装具費 障害児通所等給付 特例障害児通所等給付 計画相談支援給付	自立支援介護給付 自立支援訓練等給付 自立支援特例介護給付 身体障害者補装具費 障害児通所等給付 特例障害児通所等給付 計画相談支援給付	自立支援介護給付 自立支援訓練等給付 自立支援特例介護給付 身体障害者補装具費 障害児通所等給付 特例障害児通所等給付 計画相談支援給付	自立支援介護給付 自立支援訓練等給付 自立支援特例介護給付 身体障害者補装具費 障害児通所等給付 特例障害児通所等給付 計画相談支援給付	
	事業費(千円)	662,585	118,985	135,900	135,900	135,900	
計画事業費	財源内訳						
	国庫支出金	331,293	59,493	67,950	67,950	67,950	
	道支出金	165,646	29,746	33,975	33,975	33,975	
	地方債	0					
	その他	0					
実績事業費	事業費(千円)	245,329	116,662	128,667	0	0	
	財源内訳						
	国庫支出金	122,835	56,250	66,585			
	道支出金	61,882	26,859	35,023			
	地方債	0					
関連事項	特定財源の名称						
	国庫支出金 障害者自立支援給付費負担金 障害児施設給付費等負担金(案)	【評価・実績】	(実施内容等) 身体・知的・精神障害者及び障害児の自立を支援するための支援費	(実施内容等) 身体・知的・精神障害者及び障害児の自立を支援するための支援費	(実施内容等)	(実施内容等)	
	道支出金 障害者自立支援給付費負担金 障害児施設給付費等負担金(案)		自立支援給付費審査支払手数料 介護給付、訓練等給付、特例介護給付、身体障害者補装具給付 ※事務事業評価結果 A-継続/現状維持	自立支援給付費審査支払手数料 介護給付、訓練等給付、特例介護給付、身体障害者補装具給付 ※事務事業評価結果 A-継続/現状維持	※事務事業評価結果	※事務事業評価結果	
	前期計画からの継続 (継続有り)	年度目標値	全利用者に対する給付	全利用者に対する給付	全利用者に対する給付	全利用者に対する給付	全利用者に対する給付
	第6期計画への継続 (継続有り)	年度達成率	98%	95%	0%	0%	0%
		全体達成率	18%	37%	37%	37%	37%
	事業進捗状況	☆☆☆☆	☆☆☆☆				

事業名	障害者自立支援給付事業	評価者 管理職 職氏名	保健福祉課長	豊田通敏
		評価者 作成者 職氏名	社会福祉係長	内宮真希

様式1
平成26年度実施
平成27年度評価

■事務事業の目的・内容(Plan・Do)

【誰、何が(対象)】	障がい者等	望ましい指標(目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標)	給付対象人数								
【抱える課題やニーズは】	障がい者の自立を求める意識が強まる一方で障がい者を取り巻く環境は未だ不利なものが多く、改善が求められている。	指標(指標計算式/解説)	目標値及び実績値								
【どのような状態になることを目指したのか(意図)】	施設に入所している障がい者等が安心して地域で暮らせるとともに障がい者の自立を促進させる。	①	<table border="1"> <tr><td>目標年度</td><td>平成26年度</td></tr> <tr><td>目標値</td><td>47名</td></tr> <tr><td>実績値</td><td>47名</td></tr> <tr><td>達成度</td><td>100.0%</td></tr> </table>	目標年度	平成26年度	目標値	47名	実績値	47名	達成度	100.0%
目標年度	平成26年度										
目標値	47名										
実績値	47名										
達成度	100.0%										
【その結果、どのような成果を実現したいか】 ※成果=目的	障がいの有無に関わらず、地域でともに暮らせる町づくりを実現したい。	②	<table border="1"> <tr><td>目標年度</td><td>平成26年度</td></tr> <tr><td>目標値</td><td></td></tr> <tr><td>実績値</td><td></td></tr> <tr><td>達成度</td><td>#DIV/0!%</td></tr> </table>	目標年度	平成26年度	目標値		実績値		達成度	#DIV/0!%
目標年度	平成26年度										
目標値											
実績値											
達成度	#DIV/0!%										
【内容(どのような手段で何を行ったか)】	障がい福祉サービスの給付	障害支援区分の認定と別に定める支給決定基準に基づき、障がい者が利用する障害福祉サービスの支給決定を行い、利用実績に基づく給付費を支出した。									

■事務事業の評価(Check)

(1)事務事業の必要性(町民ニーズ、社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事業を実施しない場合の支障、既存事業との機能重複や見直しによる対応可能性)

必要	<input checked="" type="checkbox"/>	義務的なもの	障害者総合支援法に基づく給付費の支出は欠かせないもので、事業維持は町の責務であり、必要なものである。
必要/概ね必要	<input checked="" type="checkbox"/>	全部	
課題あり	<input type="checkbox"/>	一部	

(2)事務事業の有効性(期待する効果が得られたか)

有効	<input checked="" type="checkbox"/>	設定した目標値の達成状況	当該事業を実施し、サービス利用者に対する障害福祉サービスの適正な支給を行うことができた。
有効/概ね有効	<input checked="" type="checkbox"/>	達成	
課題あり	<input type="checkbox"/>	下回る	

(3)事務事業の効率性(コストに見合った効果が得られたか、計画上的コストを下げる工夫をしたか)

効率的	<input type="checkbox"/>	判断の理由	障害者福祉システムを活用し、事務の効率化を図った。
効率的/概ね効率的	<input type="checkbox"/>	事業費抑制	
課題あり	<input checked="" type="checkbox"/>	時間短縮・作業軽減	

(4)事務事業の公平性

公平	<input checked="" type="checkbox"/>	判断の理由	障害者総合支援法に基づく給付事業であり、毎年、利用者の所得状況等を調査し、利用者負担額の見直しを行っていることから公平である。
公平/概ね公平	<input type="checkbox"/>	受益者負担がある	
公平でない	<input checked="" type="checkbox"/>	その他	

■その他特記事項(アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入)

■総合評価【A~D】

A:計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当 等
B:ほぼ計画どおりに進んでいるが目標を達成していない。事業の進め方に改善が必要 等
C:当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要 等
D:事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要 等

自己評価(一次評価)	評価会議評価(二次評価)	町長評価(三次評価)
A		
障害福祉サービスを必要とする障がい者にとって、給付費の支出は必要不可欠であり、障がい者の生活と福祉の向上を図るため、事業を進めることが適当である。		

今後の展開方向
(Action)

継続/現状維持		
障害福祉サービスの給付費の支出については、障害者総合支援法にも規定されており、町が実施することは責務とされ、当分は現状維持が必要であるが、法改正の動向を踏まえつつ継続していく必要がある。		

※展開方向の区分
○継続/現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更
○終了 ○休止 ○廃止